

答 申 第 4 1 号
平成18年 6 月27日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成17年 9 月28日付け青道第334号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

道路交通安全施設整備事業に係る地元商店街振興組合の会議の議事録等についての不開示決定処分及び一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が対象となった行政文書について、不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成17年7月27日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次のとおり行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 平成17年4月11日の書面による質問に対する八戸県土整備事務所長名の回答書において、「本事業は、地元商店街から早期着手の要請を受けて事業化されたものである」、「建築基準法に基づく壁面後退は地元が自主的に行うこととし、商店街振興組合が地元の協力を取りまとめることが前提となっている」、「事業導入の経緯等から、建て替えや移転等の補償は対象外としている」旨の記載があるが、このことに関する次の文書

ア 自主的壁面後退、無補償、地元の取りまとめは八戸市廿三日町商店街振興組合（以下「廿三日町振興組合」という。）が行うことを決定した会議の議事録（以下「本件文書1」という。）

イ 地元商店街からの本件事業の早期着手に係る要請書

- (2) 平成17年5月26日に申出した行政相談に対する平成17年6月2日付け八県整第169号の八戸県土整備事務所長名の回答書において、「本事業は地元商店街や商店街の利用者等中心市街地の活性化を願う地域住民並びに町内会からの要請により進めているものである」、「今回の着工は地権者及びテナントから同意が得られた街区北側部分とする」旨の記載があるが、このことに関する次の文書

ア 国道340号道路交通安全施設整備事業（以下「本件事業」という。）に係る八戸市民、地域住民、町内会からの要請書

イ 同意を得たとする北側部分に係る借家人の同意書（以下「本件文書2」という。）

ウ 北側、南側を決定した県の協議、会議の議事録（以下「本件文書3」という。）

(3) 廿三日町振興組合が県に提出した地権者、借家人の同意書（以下「本件文書4」という。）

(4) 廿三日町電線地中化事業の協議、会議の議事録（以下「本件文書5」という。）

(5) 平成17年6月8日付けの書面による質問に対する平成17年6月14日付けの八戸県土整備事務所道路管理課長名の回答書において、「貴殿に数度直接説明した」旨の記載があるが、このことに関し、当該説明内容に係る書面（以下「本件文書6」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり不開示決定（以下「本件処分1」という。）及び一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、本件処分1については平成17年8月8日、本件処分2については平成17年8月10日に異議申立人に通知した。

(1) 本件処分1

本件文書6について、行政文書は存在しないとして不開示とした。

(2) 本件処分2

1(1)のイ及び1(2)のアについては、「八戸市、八戸商工会議所、八戸市廿三日町商店街振興組合からの要請書」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上でその全部を開示したが、本件文書1から本件文書5までについては、行政文書として保有していないとして不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年8月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2のうち不開示とした部分について開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、反論書その他異議申立人から提出された書面によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 本件処分1について

ア 口頭説明は全く意味がないものになる。県の行政と民間のやり取りは書面で行うしか方法が無くなる。適当にその場しのぎの説明をしているとしか言い様がない。県職員として死活問題に対してどのように発言したのか書面による回答を求めたのに、これを不開示としたのは、民の知る権利を放棄しており、違法である。

イ 本件事業は、自分の知らないところで決められ、大きな死活問題である。3、4年ほど行政とのやり取りがあり、検証するために開示を求めているものである。県職員として県民の生活権、営業権に対し、責任をもって説明しているのであるから、今まで何を説明してきたのか書面で答える責任がある。回答を不開示とするのは、責任の放棄であり、違法である。

(2) 本件処分2について

ア 本件文書1について

(ア) 県は、平成17年3月25日付け青道第538号で青森県情報公開審査会に提出した理由説明書において、地元商店街から壁面後退を自主的に行うことと明記し、また、平成17年4月11日の書面による質問に対する八戸県土整備事務所長名の回答書においても、廿三日町振興組合が地元の協力を取りまとめることが前提と明記している。これにもかかわらず、明記した根拠、理由について何も示さず、不存在とするのは、県民の知る権利を無視することであり、違法である。

- (イ) 県は、廿三日町関係住民の財産、生活権、営業権をどのように考え、自主的壁面後退、無補償にしたのか、審議も決裁もせず決定しているのであれば、違法である。同種の事業が行われた隣接の三日町、十三日町、八日町の振興組合は、地権者、建物所有者、借家人（テナント）の同意を取り付け、県庁に提出していると聞いている。夜間での工事であり、用地費は廿三日町に示された4、5倍、解体費は3分の1から4分の1ほどとのことで、また、ビル化率も比べようがないほど進んでいる。隣接地区と同手法での事業は、不況でもあり、あまりにも条件が違いすぎ、県行政は時代を考えず進めているもので、県民生活をおびやかすもので違法である。口頭で進めるとは信じられない。
- (ウ) 隣接の三日町、十三日町、八日町の振興組合は高度化資金を導入しているが、廿三日町振興組合は、始めからその導入を考えておらず、全く無計画で行ったものである。三日町、十三日町、八日町と比較すれば、街の形態、ビル化率、経済状況等々考えれば、同手法の事業要望は無理であり、そうでなければ三町内以上の対策、計画、資金等々を示し、何度も協議を重ねていなければ、陳情などできるはずがないと思うが、現在までただの一度も協議していない。

イ 本件文書2について

- (ア) 県は、平成16年12月10日付け八県整第883号及び平成17年6月2日付け八県整第169号の八戸県土整備事務所長名の回答書において、地権者及びテナントから同意を得た北側と明記している。地権者の同意については土地売買契約書があるようだが、借家人の同意についても明記しておきながら、借家人の同意書は不存在とし、これを示さないのは、県民の知る権利を無視することであり、違法である。
- (イ) 借家人の同意について、地権者との売買契約書の取り交わしをもって進めており、借家人の生活権、営業権を無視しており、違法である。また、廿三日町振興組合は一切同意の提出はしておらず、県は、勝手な判断のもと北側テナントの同意が得られたと明記しており、確固たる同意を証明していない。

ウ 本件文書3について

- (ア) 県は、平成16年12月10日付け八県整第883号及び平成17年6月2日付け八県整第169号の八戸県土整備事務所長名の回答書において、今回の着工は地権者及びテナントから同意が得られた街区北側部分と明記している。また、平成14年9月5日用地説明会議事録においても、地権者の質問に対する回答として、「用地買収が残っていれば工事には入れない」と明記している。このように明記しておきながら、南側の問題が解決しないまま事業着工したのはなぜか。この発言は嘘なのか。県庁自らが北側、南側と分けているのに、不存在とは、知る権利を妨害することであり、違法である。
- (イ) 北側事業着工要請書が八戸市庁、商工会議所、廿三日町振興組合、町内会から

提出があったにせよ、県は、平成14年9月5日の説明会において、一部用地が残っていると事業に入れないと説明している。問題を残したままの見切り発車は県庁の判断であり、任意ですべての合意を取り付けて行う事業は、合意を得ることがすべてであり、それを無視して事業を行うのは、行政の暴力であり、違法である。騒音振動の苦情が出ており、営業妨害でもある。

エ 本件文書4について

- (ア) 県は、地元の取りまとめは廿三日町振興組合であるとしているが、本件事業は任意であり、関係住民との合意と同意書への判を求めるのが本当であると思われる。地権者は土地売買契約書に判を押しており、これと同様に借家人には移転先、移転補償のないことについて同意を求め、同意書に判をもらって初めて同意となると思う。県は、開示しない理由の説明において、借家人の交渉については地権者並びに廿三日町振興組合が対応と明記しており、北側についてはこれがなされたので事業着工したはずである。これにもかかわらず不存在とし、これを示さないのは、知る権利を明記しておきながら、違法である。
- (イ) 廿三日町振興組合は、廿三日町住民、関係者の同意を何一つ取りまとめおらず、提出していない。県は何をもって住民の意思を確認し事業を進めるのか、確認もせず提出を求めないのは県庁であり、その責任は重大で、不存在とするのは違法である。
- (ウ) 平成16年10月26日の建設公営企業委員会で、本庁道路課長は、「確認の手法等がもう少し確実になされておれば、...今後...十分注意を重ね」と発言しているのは、県行政の確認の甘さを認めた発言である。

オ 本件文書5について

- (ア) 不存在とはあきれ果てる。国費・県費が投入される事業を、審議・協議も、決裁もしないのであれば違法であり、驚きである。本件事業は既にスタートしており、どのような協議・審議の上決裁され、着手されているのが開示を求めているのであり、知る権利を無視するのは違法である。
- (イ) 本件事業は、平成12年2月24日の廿三日町振興組合を名乗った方々により、平成13年に採択されているが、会談記録はあえて残さず、口頭のやり取りだけで決定しているようである。財産権、生活権、営業権に重大な問題となる事業について、文書が存在とは違法であり、審議、協議、決裁もせず、国費県費を投入するのは、重大なる違法行為そのものである。

カ その他、平成13年事業着手決定時、任意の事業であれば地権者・借家人の合意はどれだけあったのか、廿三日町振興組合がどれだけの関係者の同意を取りまとめ、県庁に提出されていたのか、県庁は任意事業とのことであり、関係住民の合意又は同意がないまま事業決定しているのであれば、正当な理由を書面によって回答して

ほしい。

また、任意とは関係者個々の判断であり、個々の判断について何をもって同意とするのか、県庁は何を根拠として任意とするのか開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件事業について

- (1) 開示請求においては、「平成17年4月11日、平成17年6月2日、平成17年6月14日の行政相談による八戸県土整備部道路課（八戸県土整備事務所の誤り）の回答の内容に対し情報の開示を求めます。」とあるが、当該開示請求の内容に相当する県から異議申立人に対する行政相談の回答として、平成17年4月11日付け異議申立人からの文書に対する県の回答及び平成17年5月26日付け電話での異議申立人からの行政相談に対する平成17年6月2日付け八県整第169号による県の回答並びに平成17年6月8日付けの県からの回答であると判断したところである。
- (2) 当該行政相談は、県の事業である本件事業についてなされたものである。
- (3) 本件事業は、八戸市廿三日町地区の国道340号において、歩道を拡幅し、併せて、電線類（電柱、電線等）を地中化する事業として、平成12年度から実施の検討を始めたものである。
- (4) 一般に、このような事業の実施に当たっては、建物等の移転が必要となる場合があるが、移転に伴う費用の負担については、隣接地区の同種事業の実施経緯や地元要望等を踏まえ、事業を実施する地域における地元住民の協力を得ることにより、事業を実施することとしているものである。
- (5) 当該地区は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、八戸市の条例により壁面規制が定められており、建物の改築に当たっては、道路との境界から建物壁面を後退させるセットバックの必要があり、地元商店街から壁面後退を自主的に行うことで、早期の事業着手の要請を受けているものである。

2 本件文書1から本件文書6までを不存在とした理由について

(1) 本件文書 1 について

本件事業の検討に当たり、自主的に壁面後退すること、移転に伴う費用の負担は地元住民の協力を得ること及び廿三日町振興組合が地元の協力を取りまとめることとしたのは、隣接地区の同種事業の実施経緯等を踏まえ、廿三日町振興組合と相互に口頭で確認したものであるため、会議等が行われた事実は確認できず、本件文書 1 については、不存在である。

(2) 本件文書 2 について

本件事業は、地元の要請により進めているものであり、廿三日町振興組合が地元の協力を取りまとめることが前提となっており、県が事前に関係者の同意書を徴収することとはなっていないものである。

県では、用地買収が必要な箇所については、事業用地内の建物が自主的に壁面後退した後、用地買収契約を行っており、この用地買収契約の締結をもって地権者及びテナントの同意が得られたと判断しているため、本件文書 2 については、不存在である。

(3) 本件文書 3 について

本件事業は、八戸市廿三日町地区の国道340号が対象であり、当該道路の北側、南側に事業を区分して実施するものではなく、平成17年6月2日付け八県整第169号の異議申立人への回答書の中に、「今回の着工は地権者及びテナントから同意が得られた街区北側部分」と記載したのは、地権者からの用地買収等の環境が整い着工することとなった部分を表すために表記したものであり、協議会等も行われた事実は確認できないことから、本件文書 3 については、不存在である。

(4) 本件文書 4 について

(2)の理由と同様の理由により、本件文書 4 については、不存在である。

(5) 本件文書 5 について

(1)の理由と同様の理由により、本件文書 5 については、不存在である。

(6) 本件文書 6 について

平成17年6月14日付け異議申立人への回答書の中に、「貴殿に対し数度にわたって直接説明していること」と記載しているが、当該説明は、口頭により説明したものであることから、本件文書 6 については、不存在である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件事業の概要について

当審査会からの照会に対し実施機関から提出された書面及び当審査会が行った実施機関からの説明聴取の調査によれば、本件事業の概要については、次のとおりである。

- (1) 本件事業は、国庫補助事業で、平成13年度国土交通省道路局所管補助事業における特定交通安全施設等整備事業の「1. 一種事業」、「1 歩道等」、「(4) 自転車歩行者道」に該当する事業として、次の内容により、平成13年度に事業採択されている（この事業費及びこの事業期間は、その後の状況変化等により変更）。

ア 事業区域

国道340号の八戸市大字廿三日町2番地から同市大字廿三日町21番地7までの延長250メートル（両側）

イ 事業費

約600,000,000円

ウ 事業期間

平成13年度から平成19年度まで

エ 事業の内容

歩道の拡幅整備、電線類の地中化

- (2) 本件事業に係る国庫補助事業の採択基準及び補助経費については、次のとおりである。

ア 採択基準

次のすべてに該当する場合に必要な応じ採択する。

- (ア) 整備前の車道部の幅員及び自動車交通量が歩道の採択基準に該当する道路の区間であること。
- なお、歩道の採択基準における整備前の車道部の幅員及び自動車交通量は、次のとおりである。
- a 当該区間の歩道整備前の車道部（路肩を含む。）幅員が原則として5.5メートル（一方通行の道路にあっては3.5メートル）以上あること。
- b 当該区間の12時間自動車交通量が1,000台（通学路にあっては500台）以上あること。ただし、1日の歩行者交通量が500人を超える場合は、この限りでない。
- (イ) 当該区間において歩行者及び自転車交通量が多いため（おおむね150人台以上）歩行者及び自転車交通が自動車交通により危険にさらされており、かつ、自転車と歩行者とを分離しないで通行させても安全かつ円滑な交通が確保できること。
- (ウ) 原則として整備後の自転車歩行者道の有効幅員が4.0メートル以下であり、かつ、3.0メートル以上であること。
- (イ) 当該区間の自転車歩行者道整備後の車道幅員が原則として5.5メートル（一方通行の道路にあっては3.5メートル）以上確保できること。

イ 補助経費

- (ア) 本工事費
事業の主体をなす施設の工事に要する費用
- (イ) 附帯工事費
本工事によって生じた他の施設の工事に要する費用
- (ウ) 測量及び試験費
工事を施行するために必要な調査、測量及び試験等に要する費用
- (イ) 用地費及び補償費
工事の施行に直接必要な土地等の買収費及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用
- (オ) 事務費
人件費、旅費等

3 本件文書1から本件文書6までの存否について

(1) 不存在の態様について

当審査会からの照会に対し実施機関から提出された書面及び当審査会が行った実施機関からの説明聴取の調査によれば、本件文書 1 から本件文書 6 までの不存在の態様については、次のとおりである。

ア 本件文書 1 及び本件文書 5 について

- (ア) 実施機関は、理由説明書において、本件文書 1 について、「自主的に壁面後退すること、移転に伴う費用の負担は地元住民の協力を得ること及び廿三日町振興組合が地元の協力を取りまとめることとしたのは、隣接地区の同種事業の実施経緯等を踏まえ、廿三日町振興組合と相互に口頭で確認したものであるため、会議等が行われた事実は確認できず、不存在である。」旨を、本件文書 5 についても、「同様の理由により不存在である」旨述べている。
- (イ) そこで、当審査会が、当該口頭確認の状況について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、平成12年2月24日に県庁土木部長室において、当時の土木部長へ廿三日町振興組合の理事長ほか本件事業の要望を行った際に口頭で確認されたものであり、お互いの発言は、メモ（当該メモは、本件異議申立人が平成17年1月14日付けで提起した異議申立てに対する平成17年10月3日付け指令第2562号の決定により、条例第2条第2号本文に規定する行政文書として、その全部が開示されている。以下「土木部長要望時メモ」という。）として残っている旨述べている。
- (ウ) また、当審査会が、隣接地区の同種事業の概要、実施経緯等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、当該同種事業は、平成元年度から平成11年度にかけて、国道340号道路改良（キャブ）事業として、八戸市十三日町、三日町及び八日町の延長585メートルの区域について、広い歩行区間の確保と電線類の地中化を行ったもので、廿三日町と同様に地元の要望があり、建物等の移転に伴う費用は地元負担で行った旨を述べ、また、当該同種事業において、地元が移転補償を求めずに自主的に建物の移転を行うこととなった経緯や当該事業実施方針の決定に係る地元と県との間での会議等の開催の有無等については、当時の関係資料や会議等の開催記録等がなく、確認できない旨述べている。
- (エ) さらに、本件事業について、隣接地区の同種事業と同様に、移転補償をせずに自主的な建物等の移転を前提とする旨の県の方針について、その決定の状況や隣接地区における同種事業の状況に係る比較検討の有無等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、決定に係る文書等の関係書類がなく、当該方針がいつ、どのような形で決定されたのか、また、その決定理由について、いずれも不明である旨述べている。関係書類がないことについては、本庁道路課内及び三八地域県民局地域整備部（旧八戸県土整備事務所）内の書庫をくまなく調査した

が、当該書類は確認することができず、また、関係書類を作成したことを示す文書及び廃棄したことを示す文書のいずれも現存しないため、最初から作成していないのか、その後の保存年限経過等により廃棄したことににより現存しないのか不明である旨述べている。

- (オ) 加えて、当審査会は、土木部長要望時メモに、部長意見として、「改築事業とは違うので建物の更新時に各地権者の方でセットバックしてほしい。」との記録があることから、当該部長意見の趣旨等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、当該部長意見が県の方針の表明であるかは不明であるが、平成12年2月24日に県に対して行われた本件事業に係る要望に対しては、事前に「要望事項」、「経緯等」、「今後の処理方針」をまとめ、土木部長等に説明をしている旨述べている。
- (カ) このほか、本件事業に係る平成12年7月4日の国に対する概算要望において、本件事業の事業費に建物の撤去費用やテナント等の立退料など移転補償費を計上していないこと、平成12年9月13日に行われた本件事業に係るテナント関係者に対する説明会の議事録において、テナント関係者からの移転費用の補償の有無に係る質疑に対し、県は、「事業の性格上移転費用は出せない。」旨発言し、また、平成14年9月5日に行われた本件事業に係る用地説明会の議事録においても、地権者からの店舗のセットバックに関する補償の有無に係る質疑に対し、県は、「補償はない。三日町や十三日町と同じスタイルである。」旨発言していることから、当審査会が、本件事業に係る「移転補償をせずに地元が自主的に建物等の移転を行う」旨の県の方針が、このような国への概算要望や地元関係者に対する発言の以前に決定されていたかどうか、その状況等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、「通常、国の概算要望時までには決定している。」、「対外的に説明する段階では、県としての方針を決定しておかなければならない。」旨述べている。
- (キ) なお、実施機関は、本件事業に係る県の方針決定に係る関係書類がないため、当該方針がいつ、どのような形で決定されたのか、また、その決定理由について、いずれも不明であるとしていることから、当審査会が、当該方針決定に関与した職員等から事情を聴取するなどして事実関係を明らかにするよう実施機関に求めたところ、実施機関は、平成11年度及び平成12年度の旧土木部道路維持課の課長、課長補佐及び道路整備班長、旧土木部道路建設課の課長補佐並びに旧八戸土木事務所の建設第一課長であった職員から、当時の事情を聴取したが、事実関係は確認できなかった旨述べている。

イ 本件文書2及び本件文書4について

- (ア) 実施機関は、理由説明書において、本件文書2について、「本件事業は、廿三日町振興組合が地元の協力を取りまとめることが前提で、県が事前に関係者の同意書を徴収することとはなっていない。」、「県では、事業用地内の建物が自主

的に壁面後退した後に行う用地買収契約の締結をもって地権者及びテナントの同意が得られたと判断しているため、不存在である。」旨を、本件文書4についても、「同様の理由により不存在である」旨述べている。

- (イ) そこで、当審査会が、本件事業について、廿三日町振興組合が地元の協力を取りまとめることが前提条件である場合に、当該条件の充足状況について、同意書等による確認を実施したかどうか等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、「事業実施には地元の協力が必要であり、廿三日町振興組合の協力が得られることは事業を実施する際の判断材料ではある。」としながら、「本件事業において、地元の取りまとめは廿三日町振興組合が行うこととなっており、隣接地区の同種事業においても同様の取扱いで特段問題なく施行されていることから、事業実施以前の比較的早い時期に同意書等によって確認することはしない。」旨述べている。
- (ウ) また、本件事業に係る国の概算要望時の説明などにおいて、廿三日町振興組合が建物の撤去等は自ら責任をもって行うことを約束している旨の資料の提出や関係者の同意書等の提示を求められることがないのかどうか等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、「本件事業に係る国庫補助の採択基準として、歩行者や自動車の交通量、整備後の有効幅員などに係る基本的な要件があり、事業採択に当たっては、当該要件を満たすとともに、当該事業に係る概算事業費の額が国に認められればよい。」「用地買収等に係る費用は当該事業費に計上されており、用地の無償提供の有無といったことまでは、本件事業に係る国の採択基準には含まれていない。」、「事業採択時及び毎年度の交付申請時に提出する資料として事業箇所別調書があり、当該調書は、事業種別の区分に応じて、箇所別に事業の内容、経費の配分、事業費等を記載し、経費の配分については、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費の工事費と事務費の所要額を記載するが、その内訳書については提出を求められていない。」、「事業箇所別調書の用地費及び補償費の欄には、申請年度における用地費及び移転補償費の所要額を記載することとなっており、本件事業については、用地費及び道路占用物の移転補償費を記載しているが、補助金の交付申請に係る記録がないことから、当該用地費の対象となる土地の建物の存在の有無について言及したかどうかについては確認できない。」、「本件事業の国の概算要望の際の記録がないので不明であるが、本件事業が仮に初めての事業だとすれば、国から、移転補償等なしで地権者が動くのかなどの質問がある場合も考えられるが、その場合でも同意書を見せてほしいというようなことまでは、これまでの経験上至らないと思われる。」旨述べている。
- (I) さらに、用地買収契約の締結をもって地権者及びテナントの同意が得られたとする取扱いが本件事業以外の同種の事業においても同様であるか等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、「隣接地区の同種事業においても同様の取扱いで特段問題なく施行されている。」、「用地買収契約は建物移転後に行

うことから、用地買収時点では建物は移転しており、テナントの同意は当然得られていると考えている」旨述べている。

- (オ) なお、実施機関は、本件事業に係る国の概算要望の際の記録がないため、当該概算要望の際に、国から県に対し、廿三日町振興組合が建物の撤去等は自ら責任をもって行うことを約束している旨の資料の提出や関係者の同意書等の提示を求められることがなかったかどうかについては不明であるとしていることから、当審査会が、本件事業に関与した職員等から事情を聴取するなどして事実関係を明らかにしよう実施機関に求めたところ、実施機関は、3(1)のア(キ)と同様に、関係職員から、当時の事情を聴取したが、事実関係は確認できなかった旨述べている。

ウ 本件文書3について

- (ア) 実施機関は、理由説明書において、「本件事業は、当該道路の北側、南側に事業を区分して実施するものではない。」、「平成17年6月2日付け八県整第169号の異議申立人への回答書の中の「街区北側部分」の記載は、地権者からの用地買収等の環境が整い着工することとなった部分を表すために表記したものであり、協議会等も行われた事実は確認できないことから、不存在である。」旨述べている。
- (イ) そこで、当審査会が、北側部分の着工に至る経緯、着工決定の手續等について実施機関に説明を求めたところ、「事業区域の北側250メートルすべてについて、地権者の理解が得られ、建物が撤去された状況になり、整備効果が上がる状況になるとともに、地元からも着工の要請があったことから、県としても現地を確認の上、北側の着工を決定した。」、「通常の道路整備事業などでは、例えば用地買収や建物補償をすることによって100メートルの区間で工事が可能な状況が生じた場合における、当該区間に係る工事の着工の判断は、当該工事の担当者と担当課長による打合せによって行われ、所長へその旨を報告し、次の段階である工事発注の事務手續に移行することとなる。」、「当該打合せ等は、県土整備事務所内部での日常的な業務として随時行われるものであり、会議や決裁を得るなどの手續はしておらず、本件事業の北側部分の着工の判断についても、これまでと同様に特段書類を作成し、決裁を得るといような手續はとっていない。」旨述べている。
- (ウ) また、当審査会が、着工に係る環境が整ったと判断するに当たっての検討事項等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、「整備効果が発揮されるためには、ある程度の連続した区間の用地取得が完了しているかどうかを重視する事項である。」旨述べている。

エ 本件文書6について

- (ア) 実施機関は、理由説明書において、「異議申立人に対する数度にわたる直接の

説明は、口頭により説明したものであることから、不存在である。」旨述べている。

- (イ) そこで、当審査会が、当該口頭説明の状況について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、「異議申立人からの電話や来庁時に八戸県土整備事務所の担当課長が説明したものであり口頭説明の内容等に係る記録は作成していない。」、「口頭で説明したのは、電話や来庁時での対応のため、書面で説明することができなかった。」旨述べている。
- (2) 本件文書1から本件文書6までについて、「不存在である」との点に関する実施機関の以上の説明に対し、当審査会は説明聴取等の調査を行ったが、これを覆し、当該文書の存在を推認させるような事情は認められなかった。したがって、これらを総合的に考慮すると、少なくとも現時点において、実施機関は、本件文書1から本件文書6までについて、これを保有していないと考えざるを得ない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件文書1から本件文書6までについて、これを保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

5 付言

当審査会は、条例第18条第1項の規定により、条例第17条第1項の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議を行うものであり、具体的には実施機関が行った条例第11条第1項又は第2項の開示、不開示の決定が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

本件処分の妥当性に係る当審査会の判断は上述のとおりであるが、本件は、そもそも、政策決定過程・決定理由が問題とされているケースであり、県民への説明責任という観点からは重要な問題を含んでいると考えるので、次のとおり付言する。

(1) 本件事業の方針決定に係る書類について

ア 実施機関は、本件事業に係る、隣接地区の同種事業と同様に、移転補償をせずに地元が自主的に建物等の移転を行うことを前提とする旨の県の方針については、決定に係る文書等の関係書類がなく、当該方針がいつ、どのような形で決定されたのか、また、その決定理由について、いずれも不明である旨述べている。また、関係書類がないことについては、本庁道路課内や三八地域県民局地域整備部（旧八戸県土整備事務所）内の書庫をくまなく調査したが、当該書類は確認することができず、また、関係書類を作成したことを示す文書及び廃棄したことを示す文書のいずれも

現存しないため、最初から作成していないのか、その後の保存年限経過等により廃棄したことにより現存しないのか不明である旨述べているところである。

イ 一方、本件事業については、平成12年7月4日の国に対する概算要望において、建物の移転費用について予算計上されていないことから、「移転補償をせずに地元が自主的に建物等の移転を行う」旨の県の方針は、遅くとも当該要望の時点までには決定されていたのではないかとこの当審査会の照会に対し、実施機関は、「通常、国の概算要望時までには決定している。」旨述べているところである。

ウ 実施機関の説明によれば、歩道の拡幅整備、電線類の地中化を事業内容とする本件事業と同種の事業は県内の他地区でも行われているが、本件事業のように「移転補償をせずに地元が自主的に建物等の移転を行う」ことを方針に当該事業を実施したのは、本件事業の隣接地区である八戸市十三日町、三日町及び八日町の各地区だけで、当該整備手法は全国的にも珍しく、県内の他の地区では建物等の移転等の費用について補償費が支払われているとのことである。

エ 本件事業の実施により、事業区域に存する建物等は移転を迫られることになるが、建物等の所有者、当該建物等の借家人は、当該移転によって相当の負担が強いられるものである。県内の他地区において、本件事業と同種の事業が、関係者に移転補償を行った上で実施されているように、公共工事の実施によって当該所有者等が受ける損失に対しては補償が行われるのが一般的であること、本件事業の整備手法では、自主的移転に同意しない関係者が複数現れた場合、事業区域における用地取得部分が虫食いの状況となり、結果的に事業の目的を達成しないこととなる可能性もあったことからすれば、本件事業について、「移転補償をせずに地元が自主的に建物等の移転を行う」旨の方針の決定は、隣接地区での同種事業が同様の手法で実施されていることを考慮しても、本件事業に係る地元関係者に大きな影響を与える、重要かつ特別の決定であると言わざるを得ず、このような決定に当たっては、その内容、経緯等について、県として必要な書類を作成し、一定の期間保管すべきであったものである。

オ また、本件事業は、いまだ継続して実施されているものであり、これにもかかわらず、実施機関が、当該方針の決定に係る書類が作成されたかどうか不明であるとする事については、開示請求権の対象となる行政文書の適正管理について定めた条例第29条第1項の趣旨からも、適当であるとは言えないものである。

(2) 廿三日町振興組合が地元の協力を取りまとめることについての確認に係る資料について

ア 実施機関の説明によれば、「本件事業において、地元の取りまとめは廿三日町振興組合が行うこととなっている」、「隣接地区の同種事業においても同様の取扱いで特段問題なく施行されていることから、事業実施以前の比較的早い時期に同意書等によって確認することはしない。」旨述べている。

イ 実施機関の説明によれば、地元関係者等の同意が得られないこと等により、本件事業の対象区域の用地取得が難航し、又は取得できなかった場合には、事業期間の延長や工事内容の変更を検討する必要があるとのことであり、また、本件事業については、移転補償を行わないとの一般的な公共工事の手法とは異なる方針によって実施されていることにより、地元関係者の同意の取得が困難な事態が生じることも比較的容易に想定されるのである。このことは、実施機関が「事業実施には地元の協力が必要であり、廿三日町振興組合の協力が得られることは事業を実施する際の判断材料ではある。」との説明にも符合することである。

ウ したがって、実施機関としては、本件事業の前提条件としての、廿三日町振興組合が行うこととなっている地元の取りまとめの状況について、同組合から報告を求め、場合によっては同意書等の提出を求めるなどの方法により、必要な確認を行うべきではなかったのかとの疑問を感じざるを得ない。本件事業に係るそのような確認は、条例第1条に規定する県の諸活動への説明責任を全うするためにも、行政の責任ある対応として、望ましいものであると思われる。

(3) 資料の提出要求及び説明聴取に対する実施機関の対応について

ア 当審査会は、本件処分の妥当性を判断するために、実施機関に対して、理由説明書のほかに、本件事業の実施状況、本件事業の国への要望状況、本件事業の隣接地区における同種事業の実施状況等について、五度にわたり資料の提出を求め、また、口頭説明も二度求めたところである。

イ しかしながら、これら当審査会の求めに対し、実施機関は、例えば隣接地区の同種事業において、県の道路部局などが八戸市ほかと連携して、経営診断、経営指導を実施したかどうか等に関する質問について、十分な調査もせず確認できないとし、また、本件事業の方針決定等に係る過去の経緯に関する質問についても、当初は、当時の関係職員が既に退職しているなどとして、当該元職員に確認しないまま不明であると回答するなど、その対応は十分なものとは言えず、当審査会に対し、積極的に説明しようとする姿勢に欠けていたと言わざるを得ないものである。

ウ 当審査会の調査権限は、審査会が適正な判断を行うために条例第20条第4項の規定により付与されているものである。また、本件事業に関する行政文書の開示決定

等に係る異議申立てがほかにも提起されており、当審査会において継続して審査しているところでもあることから、実施機関においては、今後、このような対応をすることのないよう強く望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 9 月28日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成17年10月24日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成17年10月27日 (第112回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年11月 8 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成17年11月24日 (第113回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年12月22日 (第114回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 1 月16日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 1 月18日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年 1 月23日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 1 月26日 (第115回審査会)	・ 実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成18年 2 月 6 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年 2 月23日 (第116回審査会)	・ 審査を行った。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 3 月 2 日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 3 月14日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 3 月23日 (第117回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 4 月14日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年 4 月24日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 4 月27日 (第118回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 5 月 1 日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 5 月 9 日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 5 月15日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 5 月22日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年 5 月25日 (第119回審査会)	・ 実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成18年 6 月12日	・ 異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 6 月13日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年 6 月22日 (第120回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成18年6月27日現在)